

農地中間管理機構と県土地改良事業団体との連携協定の概要

1 協定の内容

土地改良法等の一部改正（※）を契機に、農地中間管理機構と県土地改良事業団体連合会との連携を強化することで、農地中間管理事業の活用による農地集積を推進する。

2 具体的な取組み

- ・土地改良事業計画地区に関する情報の共有、機構関連事業の検討
- ・換地における農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約
- ・定期的な意見交換会の開催

3 協定締結者等

<締結者>

- ・一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長
- ・岐阜県土地改良事業団体連合会 会長

<立会人>

- ・東海農政局 局長
- ・岐阜県 農政部長

4 締結式

日時：平成29年8月4日

場所：じゅうろくプラザ（岐阜市橋本町）

※土地改良法の一部改正（H29.5.26 公布）

- ・農地中間管理機構が借り受けている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度（機構関連事業）を創設する。

※農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正（H29.5.26 公布）

- ・農地中間管理事業規定の記載事項に、農用地の所有者に対する上記事業についての説明に関する事項を追加する。